

コンピュータ端末の家庭学習での活用のためのガイドライン

加賀市教育委員会

1 目的

家庭学習の充実に向け、コンピュータ端末を活用した学習を家庭で行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

コンピュータ端末及び回線（インターネット接続環境）

※コンピュータ端末（パソコン、タブレット）は、タッチスクリーン（タッチ操作できること）が望ましい。

※携帯通信(LTE)では、利用に際しパケット量が多く発生する可能性があるため、Wi-Fi 環境への接続が望ましい。

3 必要な物品の貸与

保護者からの申し出により、コンピュータ端末及び回線（Wi-Fi ルーター）の貸与を行う。

※コンピュータ端末の貸与は、下記「4」及び「5」を遵守し、「端末貸与申込書」を学校に提出することによって受けることができる。

※回線（Wi-Fi ルーター）の貸与は、下記「4」及び「6」を遵守し、「Wi-Fi ルーター貸与申込書」を学校に提出することによって受けることができる。なお、通信費は家庭で負担することを原則とするが、就学支援を受けている児童生徒の家庭については、申し出により市教育委員会が通信費を負担する。

4 家庭学習でのコンピュータ端末利用における注意事項

利用者（児童生徒）及び保護者は、以下を遵守すること。

- 1) コンピュータ端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- 2) 学校から学習指示があった教材の利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- 3) コンピュータ端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机上に置いたままその机で食事するなど）
- 4) ユーザーID とパスワードは、他人に教えないこと。
- 5) コンピュータ端末は、長期（連続4日以上）に渡り持ち帰って使用する場合、毎日自宅で充電すること
- 6) コンピュータ端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
- 7) コンピュータ端末利用において不都合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。
- 8) 学校などのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止する。

5 貸与したコンピュータ端末利用における注意事項

利用者（児童生徒）及び保護者は、「4」に加えて以下を遵守すること。

- 1) USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- 2) 学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- 3) 破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し、指示を仰ぐこと。
- 4) 不都合時には「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）」の提出を要する。
- 5) 紛失及び家庭での不注意による破損等の回復のため、保守・保険の対象外となる費用が生じた場合は、原則、保護者負担とする。
- 6) 市外の学校へ転出した場合は、貸与を終了する。

<不注意事項の例>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用、学校から指示のないファイルダウンロード・ソフトインストールによるシステムの不具合②落下等による外部から加わった圧力、液体の浸透等に起因する損傷③物品の挟み込みによるディスプレイの損傷④電源コードへの加重、引っ張りによる断線⑤その他、学校の指示に逸脱した利用による損傷 |
|---|

6 貸与した回線（Wi-Fi ルーター）利用における注意事項

利用者（児童生徒）及び保護者は、「4」に加えて以下を遵守すること。

- 1) 家庭学習を目的としない通信利用を禁止する。
- 2) 破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し、指示を仰ぐこと。
- 4) 不都合時には「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）」の提出を要する。
- 5) 紛失及び家庭での不注意による破損等の回復のため、保守・保険の対象外となる費用が生じた場合は、原則、保護者負担とする。
- 6) 市外の学校へ転出した場合は、貸与を終了する。

<不注意事項の例>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①落下等による外部から加わった圧力、液体の浸透等に起因する損傷②電源コードへの加重、引っ張りによる断線③その他、学校の指示に逸脱した利用による損傷 |
|---|

7 その他

本ガイドラインに記載のない事項については、随時、教育委員会事務局で協議決定する。